

太陽の家浦賀  
看護小規模多機能型居宅介護  
重要事項説明書

社会福祉法人ユーアイ二十一

## 目 次

1. 事業主
2. 事業所の概要
3. 通常の事業の実施地域
4. 営業日
5. サービス利用調整（ケアマネジメント）
6. サービスの概要
7. サービス利用に当たっての留意事項
8. 職員の職種・人数・職務内容
9. 協力医療機関
10. サービス利用料金
11. 利用料の支払い
12. 緊急時の対応
13. 身体拘束について
14. 非常災害時の対応について
15. 虐待の防止のための措置に関する事項
16. 守秘の保持について
17. 記録の整備
18. 苦情相談の受付
19. ハラスメント対策
20. その他

## 1. 事業主

- (1) 法人所在地 神奈川県横須賀市西浦賀六丁目1番1号
- (2) 法人名 社会福祉法人ユーアイ二十一
- (3) 代表者 理事長 石渡 庸介
- (4) 電話番号 046-846-5133
- (5) 業務の概要
  - ①第一種社会福祉事業
    - (イ) 特別養護老人ホームの経営
  - ②第二種社会福祉事業
    - (イ) 老人短期入所事業の経営
    - (ロ) 老人デイサービス事業の経営
    - (ハ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
    - (ニ) 老人居宅介護等事業の経営
    - (ホ) 生活困難者に対する相談支援事業
    - (ヘ) 老人デイサービスセンターの経営
    - (ト) 複合型サービス福祉事業の経営
    - (チ) 生活困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 看護小規模多機能型居宅介護
- (2) 事業所の目的

ご利用者が住みなれた地域での生活を継続することができるように、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望、置かれている環境を踏まえ、通いサービス、訪問介護サービス、訪問看護サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、ご利用者が有するその能力に応じて、その居宅において自立した日常生活を営むことが出来るようにサービスを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 太陽の家浦賀 看護小規模多機能型居宅介護
- (4) 介護保険事業所番号 1491900542
- (5) 事業所所在地 神奈川県横須賀市浦賀 2-3-20
- (6) 電話番号 046-874-9671 FAX 番号 046-846-5230
- (7) 管理者氏名 梅津 幸子
- (8) 事業所の運営方針

ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供を行うものとする。サービスの提供に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- (9) 開設年月日 平成 30 年 7 月 1 日

- (10) 登録定員 25名(通いサービス定員15名 宿泊サービス定員9名)
- (11) 併設サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
無料低額宿泊施設  
訪問介護事業  
地域包括支援センター  
居宅介護支援

### 3. 通常の事業の実施地域

#### 浦賀行政センター所管区域

浦賀丘、浦賀、浦上台、小原台、鴨居、光風台、西浦賀、東浦賀、二葉、南浦賀、吉井

#### 大津行政センター所管区域

大津町、桜が丘、走水、馬堀海岸、馬堀町

#### 久里浜行政センター所管区域

内川、内川新田、久比里、久里浜、久里浜台、佐原、神明町、長瀬、舟倉、若宮台(岩戸、久村、ハイランドは除く)

#### 本庁管轄区域

三春町のみ

### 4. 営業日

営業日 月曜日～日曜日(年中無休)

### 5. サービス利用調整(ケアマネジメント)

#### 【相談受付時間】

午前8時30分～午後5時30分

#### 【業務内容】

- (1) 利用申し込みの受付。
- (2) 生活・介護状態の把握。
- (3) 介護保険サービスや保健・医療・福祉サービス、地域資源等との連携・調整。
- (4) 「居宅サービス計画」「看護小規模多機能型居宅介護計画」の作成と書面での説明、交付。
- (5) サービス担当者会議の開催。

※ケアマネージャーは(2)の状況を把握した上で、その他のご利用者の状況や事業所全体の状況等を勘案し、調整を図ります。

#### 看護に関する相談・必要時の訪問

#### 【受付時間】

24時間

**【電話番号】**

046-874-9643

**【業務内容】**

- (1) 看護に関する相談。
- (2) 必要に応じて訪問看護サービスを行います。

6. サービスの概要

**【通いサービス】**

(利用定員) 15名

(提供時間) 午前9:00～午後5:00

※提供時間内での通いサービスの利用を原則とします。

※提供時間外に及ぶ滞在については、個別の必要性により検討します。

(業務内容)

- (1) 日常生活上の援助  
移動・排泄・着脱介助等、必要な介護を行います。
- (2) 健康状態の確認  
体温・脈拍・血圧などの健康チェックを行います。
- (3) 送迎サービス  
必要に応じ、ご自宅と事業所との送迎を行います。ご家族での送迎も可能です。
- (4) 入浴サービス  
お体の状態に応じて、安全で快適な入浴介助を行います。
- (5) 食事サービス  
食事を提供し、ご利用者の状態に合わせた必要な介助を行います。
- (6) 余暇活動  
季節やご利用者の状態に応じて、室内・室外・外出での活動を行います。活動内容はレクリエーション的なものに限らず、生活に密着中心とします。
- (7) 看護サービス  
医師の指示に基づき、必要な看護サービスを行います。

**【宿泊サービス】**

(利用定員) 9名

※通いサービスの延長としての宿泊も可能です。

※宿泊可能な日数は、空室状況、個別事情に合わせて検討します。

(業務内容)

ご利用者の状態、ご家族の事情に合わせて、宿泊サービスを提供します。

- (1) 日常生活上の援助  
移動・排泄・着脱介助等、必要な介護を行います。
- (2) 健康チェック  
通常の状態との変化を確認し、必要に応じて体温、脈拍、血圧などをチェックし

ます。

(3) 送迎車

必要に応じて、ご自宅と事業所との送迎を行います。ご家族での送迎も可能です。

(4) 食事サービス

滞在時間や送迎時間に合わせて、朝・夕の食事を提供し、ご利用者の状態に合わせた必要な介助を行います。

(5) 看護サービス

医師の指示に基づき、必要な看護サービスを行います。

**【訪問介護サービス】**

(提供時間) 24 時間対応

※滞在時間は、必要に応じて調整します。電話や訪問での安否確認についても対応可能です。

(業務内容)

ご利用者の状況や必要性に合わせて定期又は随時に訪問し、ご自宅での日常生活上必要な援助をします。

※日常生活上の援助：必要な介護（移動・排泄・着脱介助等）及び家事援助等をご自宅にて行います。訪問時には健康チェック（顔色や意識・いつもと変わらないか等）を行います。

**【訪問看護サービス】**

(提供時間) 24 時間対応

(概要)

利用者、または家族等に対して 24 時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制を整えています。

※滞在時間は、必要に応じて調整します。電話や訪問での安否確認についても対応可能です。

(業務内容)

ご利用者の状況や必要性に合わせて定期又は随時に訪問し、必要な処置や医師の指示に基づく看護サービスを行います。

**【短期利用居宅介護】**

当事業所は、次の場合に限り、当事業所に登録のない者に対し、短期利用居宅介護を提供します。

- (1) 当事業所の登録者の数が、登録定員未満であること。
- (2) 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下「居宅介護支援専門員」という。）が、緊急に

利用することが必要と認めること。

- (3) 当事業所の介護支援専門員が、短期利用居宅介護を提供しても、登録者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めること。
- 2 短期利用居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事業がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとします。
- 3 短期利用居宅介護の利用に当たっては、居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供します。

## 7. サービス利用に当たっての留意事項

### (1) 定められた業務以外の禁止

居宅介護サービスの利用にあたり、利用者は『5. サービス利用調整（ケアマネジメント）』及び『6. サービスの概要』で定められたサービス以外の業務を当事業所に依頼することはできません。

### (2) 備品等の使用

居宅介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用いたします。

## 8. 職員の職種・人数・職務内容（令和7年2月15日現在）

### (1) 管理者 常勤 看護職員兼務 1名

事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

### (2) 介護支援専門員 常勤 介護職員兼務 1名

ご利用者、ご家族から必要な情報を聞き取りし、在宅での生活を継続していくために必要な介護保険サービスや保険・医療・福祉サービス、地域資源等との連携・調整を行います。

また、「看護小規模多機能型居宅介護計画書」を作成します。

### (3) 介護職員 常勤専従 3名以上 常勤兼務 1名以上

非常勤専従 1名以上

ご利用者の心身の状況等に応じた、通い、宿泊、訪問介護サービスの提供を行います。

### (4) 看護職員 常勤専従 1名以上 常勤兼務 1名以上 非常勤専従 1名以上

ご利用者の健康状態を把握し、健康管理への助言や医師の指示に基づいた必要処置を行います。

## 9. 協力医療機関

### (1) 医療機関

- ① 名称 よこすか浦賀病院

② 所在地 神奈川県横須賀市西浦賀 1-11-1

③ 連絡先 電話 046-841-0922

(2) 歯科医療機関

① 名称 太陽の家附属歯科診療所

② 所在地 神奈川県横須賀市鴨居 2-78-4

③ 連絡先 電話 046-833-8047 FAX046-833-8046

※まず、ご利用者のかかりつけ医に相談を行うことを基本とします。

10. サービス利用料金

(1) 介護保険給付対象サービスは『＜ 看護小規模多機能型居宅介護 利用料金表（利用者負担金）＞（別紙1）』に記載します。

① 要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

② 月途中で利用開始した場合には、契約を締結した日でなく、実際にサービス（通い・訪問・宿泊）を開始した日からの日割りでの算定となります。

③ 月途中で契約を解除した場合には、最終利用日でなく、契約を解除した日までの日割りでの算定となります。

④ 介護保険による給付額に変更があった場合には、同様にご利用者の利用負担額を変更します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

① 食事代 朝食 400円 昼食 600円 夕食 600円 おやつ 200円

② 宿泊代 1泊 3500円

③ おむつ代 リハビリパンツ M-80円・L-90円

紙おむつ M-90円・L-100円

尿とりパット M-20円・L-30円

④ 交通費 通常の事業実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合、又は通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合、ガソリン代として徴収します。

又、公共交通機関を利用し提供する場合は、公共交通機関を利用した実費を徴収します。

⑤ キャンセル料 利用者の都合でサービスを中止し、かつ前日までに連絡がない場合におけるキャンセル料（食事代）を徴収します。

※その他レクリエーション等にかかる費用は、自己負担となります。

11. 利用料のお支払

(1) 請求方法 サービスの利用料金は1ヶ月毎に計算しご請求します。

(2) 支払期日 当該利用月の翌月の25日（土・日曜日・祝日の場合は翌日）

(3) 支払方法 振込・現金・引き落とし

※振込みの場合は下記の指定口座にお振込みください。

湘南信用金庫 浦賀支店 普通 0228049

シャカイフクシホウジンユーアイニジュウイチ リジ イシワタ ヨウスケ  
社会福祉法人ユーアイ二十一 理事 石渡 庸介

※金融機関口座からの自動引き落とし

1.2. 緊急時の対応

事故や緊急時の対応は以下に従うものとします。

- (1) 当該事業全般について、サービス提供中に事故等の緊急的な事態が発生した場合には、緊急連絡先へ報告、救急対応をとる等、速やかに緊急的な対応をとり、事故の補償については、当事業所が加入している損害保険により対応します。
- (2) 当該事業全般について、サービス提供中に利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び、家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならないこととします。
- (3) 非常災害時は『防災計画』に従い、行動することとします。

1.3. 身体拘束について

- (1) サービスの提供に当たっては、身体拘束その利用者の行動を制限する行為はしません。ただし、緊急やむを得ない以下の要件を満たす場合、身体拘束を行なうことがあります。
  - ① 利用者または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
  - ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
  - ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- (2) 身体拘束を行う場合には、『身体拘束廃止に関する指針』に従い、サービス担当者会議又は身体拘束委員を中心に十分に検討を行い、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するように努めます。

1.4. 非常災害時の対応について

- (1) 地震・噴火・台風の天災、その他事業所の責に帰すべからざる事由により看護小規模多機能型居宅介護サービスの実施が出来なくなった場合は、事業所はご利用者に対して当該サービスを実施すべき義務を負いません。
- (2) 利用中に非常災害が発生した場合は、当事業所の責に帰すべからざる事由により看護小規模多機能型居宅サービスの実施が出来なくなった場合は、事業所はご利用者に対して当該サービスを実施すべき義務を負いません。

#### 15. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、事業所は、『虐待防止指針』に従います。
- (2) 担当責任者を管理者とし、その他1名以上の従業者を担当者とします。
- (3) 委員会を設置の上、定期的を開催し、結果について従業者に周知徹底を図り、虐待防止の推進をします。
- (4) 年2回以上、利用者の人権の擁護、虐待の防止、虐待の発生又はその再発を防止するための研修を行います。
- (5) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、市町村へ通報します。

#### 16. 秘密の保持

事業所の職員は、業務上知り得た利用者又は関係者についての秘密を漏らしません。また、事業所の職員の身分を有しなくなった後も、これらの秘密を保持するものとします。

#### 17. 記録の整備

当事業所は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。また、利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

#### 18. 苦情・相談の受付

##### (1) 事業所における苦情の受付

- ① 苦情受付窓口 事務所
- ② 所在地 神奈川県横須賀市浦賀2丁目3番20号
- ③ 電話番号 046-874-9671
- ④ FAX 番号 046-846-5230
- ⑤ 責任者 (苦情解決責任者) 管理者  
(苦情受付責任者) 介護支援専門員
- ⑥ 受付時間 8:30~17:30
- ⑦ 対応方法 苦情等措置要領に従います。

##### (2) 行政機関その他苦情・相談窓口

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
民生局福祉こども部介護保険課給付係	横須賀市小川町11	046-822-8253
神奈川県国民健康保険団体連合会	横浜市西区楠木町27-1	045-329-3447

### (3) 第三者委員の設置

当事業所は、苦情解決の際に、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しています。第三者委員の結果は、個人情報に関するものを除き、当法人のホームページに掲載しています。

第三者委員	電話番号
中島 昭二様	090-2168-6582
近藤 勝利様	090-3816-1617

### 19. ハラスメント対策

- (1) 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。
- (2) 利用者、利用者家族または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対しての暴言や暴力、性的な言動、法令に関する行為、過大な要求、理不尽な要求、その他常識を逸脱する行為があった場合は、サービスの一時中止もしくは契約を廃止させていただく場合があります。

### 20. その他

#### (1) 必要書類の確認等

当事業所の介護支援専門員から、以下の書類の確認や複写を依頼することがあります。

- ①介護保険被保険者証
- ②介護保険負担割合証
- ③介護保険資格者証
- ④服薬内容が確認できるもの
- ⑤その他サービスに必要な書類

#### (2) 事業所への情報提供について

次の場合は、事業所までご連絡ください。

- ② 緊急連絡先が変更になった場合
- ③ かかりつけ医が変更になった場合
- ④ 入院、施設等へ入所された場合
- ⑤ 健康状態等の変化があった場合

#### (3) 長期中止について

サービスを中止して3ヶ月以上経過することが予想される場合は、契約終了に関するご相談をします。

#### (4) 悪天候時の対応について

雪や台風等の天候不良時は、ご利用者・ご家族と相談の上、サービス内容を

変更させていただくことがあります。

(5) 感染症対策について

ご利用者やご家族に感染症の恐れがある場合は、予防的な処置をとらせていただくことがあります。

(6) 実習等の受入

当事業所では、ボランティア及び専門職の養成のために実習生の受入をしています。サービス提供時に実習生が同行する場合があります。

(7) 禁止事項

① サービス利用時における禁止事項

- ・決められた場所以外での喫煙
- ・他のご利用者へ迷惑を及ぼす行為（宗教、政治、営利活動等の実施）
- ・危険物（特に発火性のあるもの等）の持込

② その他の禁止事項

- ・他のご利用者、ご家族及び職員と、個人的に金品の貸し借りや贈賄を行う。
- ・特定の職員に対して、個人的に契約の申し込みを行うこと
- ・特定の職員に対して、個人的に連絡を行うこと。

(8) 第三者評価実施状況（令和7年2月15日現在）

第三者評価の実施状況：無

実施した直近の年月日：

実施した評価機関：

評価結果の開示状況：

付則

この規程は、平成30年7月1日から施行します

この規程は 令和元年8月1日から施行します

この規程は 令和元年10月1日から施行します

この規定は 令和2年11月1日から施行します

この規定は 令和4年12月1日から施行します

この規定は 令和6年4月1日から施行します

この規定は 令和6年11月1日から施行します（第三者委員の連絡先追加）

この改正規程は、令和7年2月15日から施行する。（通常の事業の実施地域の追加）

年 月 日

太陽の家浦賀看護小規模多機能型居宅介護重要事項説明書について文書を説明し、交付しました。

(法人) 法人名 社会福祉法人ユーアイ二十一

法人代表者名 理事長 石渡 庸介

住所 神奈川県横須賀市西浦賀六丁目-1 番-1 号

私は太陽の家浦賀看護小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人又は立会人)

利用者との関係・続柄 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

\*1 代理人又は、立会人欄に署名された方（以下「ご署名者」といいます。）は同欄の署名をもって本契約に基づくサービス提供に必要な範囲でご署名者の個人情報を提供することに同意したものとします。

\*2 ご署名者は、利用者の家族情報がサービス提供に必要な場合には、ご署名者の責任において提供するものとします。

\*3 主な介護者の個人情報が、サービス担当者会議等で必要になることがあります。そのため、利用者ご自身が契約締結される場合でも、主な介護者の方の署名捺印を（代理人又は立会人）欄に記入していただきますようお願いいたします。